

4月実施！雇用ルールの改正内容と医療機関における対応策

～ 同一労働同一賃金、70歳までの就業機会確保にどう対応するか～

日時 **3月22日** (月)
19:30～21:00

会場 富山電気ビル4階8号室

定員 25名 (先着順)

社会保険労務士法人 池田事務所代表
協会顧問社会保険労務士

講師 池田 悦子 先生

参加対象 会員および会員家族

※ 会員・会員家族以外で参加を希望される
場合は協会事務局にご相談ください

◇ 選ばれる職場環境をめざして ◇

待遇の不合理な格差を禁止する「パートタイム・有期雇用労働法」が、2021年4月から全企業に適用されます。今後、パート職員などについて「不合理な待遇差」があれば適切な対応が求められます。本セミナーでは「同一労働・同一賃金」への対応のポイントや注意点を解説していきます。

また、2021年4月から「70歳までの就業機会の確保」が「努力義務」になります。今回の改正は、定年延長等の継続雇用だけでなく、フリーランス契約、個人の起業支援等も選択肢として加えられました。将来的に「義務化」となる可能性もあり、対応について正しい理解と準備が必要です。

お願い

新型コロナウイルス感染拡大の状況によってはリモート参加のみとする場合があります。その場合は会場参加申込の方にご連絡いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

参加申込書 協会FAX **076-442-3033**

★ **会場参加用** (定員を超えた場合、リモートのみとなった場合はご連絡させていただきます)

会員氏名		
医療機関名		
参加人数	会員_____人	会員家族_____人

★ **リモート参加** (Web 会議システム「Zoom ウェビナー」使用)

協会ホームページの「[参加申込 \(雇用管理セミナー\)](#)」からお願いします

富山県保険医協会

検索

「Zoomウェビナー」使用に不安がある先生は、事前の接続テストも可能です。お申し込みの際にお知らせください。